

地域でふれあい交流！



高齢者と子ども、親など三世代が
交流する事業を支援します。

三世代交流事業助成

どんな団体に助成してくれるの？

市内に主な活動の基盤を有する5人以上で構成する団体またはNPO法人です。

どんな事業に助成してくれるの？

三世代交流事業を推進する目的で、団体が自主・自発的に行う交流事業です。

○助成対象事業の一例

- ・遊びやレクリエーションを通じてふれあう交流事業
- ・手作り料理等を通じてふれあう交流事業
- ・グランドゴルフ等スポーツを通じてふれあう交流事業
- ・高齢者と子どもがふれあう交流事業 など

※対象とならない事業

- ・活動の成果が特定の個人、団体等のみにも帰属する事業
- ・地域の行事等で、既に継続的に行われている事業
- ・県、市等他の補助を受けている事業
- ・宗教活動、政治活動または営利活動を目的とする事業またはこれに類する事業 など

対象となる経費は？

事業を実施するために直接必要となる経費です。

対象とならない経費は？

- ・団体の構成員等の人件費、謝礼、旅費交通費、飲食費
- ・備品購入費

助成金の交付額は？

3万円を上限とします。交付額については、審査を実施して額を決定します。

応募方法は？

- 必要書類 三世代交流事業助成金交付申請書
(赤穂市社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることもできます。)
- 提出方法 赤穂市社会福祉協議会の窓口までご持参ください。
- 提出期限 平成26年6月末

わからないことは？

ご質問、相談を随時お受けします。下記までお気軽にお問い合わせください。

赤穂市社会福祉協議会

〒678-0232 赤穂市中広267番地(赤穂市総合福祉会館内)

TEL 0791(42)1397 FAX 0791(45)2444 ホームページ:<http://ako-shakyo.jp>